

## 2021年の賃金改定状況について

TEL 095-825-1132  
 FAX 095-827-3658  
 E-mail info@nagatakaikei.co.jp  
 URL <http://www.nagatakaikei.co.jp/>

今年7月に厚生労働省から、最低賃金改定の参考資料として、令和3年賃金改定状況調査結果が発表されました。ここではこの結果から今年の賃金改定状況と長崎県の最低賃金の改定状況をみていきます。

### 賃上げ実施は40%以下

賃金改定状況の調査結果から、業種別の賃金改定状況をまとめると表1の通りです。2021年1～6月に賃金引上げを実施した事業所割合（以下、賃上げ実施割合）は全体（産業計）で36.3%、2020年から4.9ポイント減少しました。賃金引下げを実施した事業者割合は、2020年と同じ1.5%です。7月以降も賃金改定を実施しない事業所割合は2020年から6.7ポイント増加の48.8%でした。7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所割合は、13.5%となりました。

【表1】業種別賃金改定実施状況（%）

	1～6月に賃金引上げを実施した事業所		1～6月に賃金引下げを実施した事業所		7月以降も賃金改定を実施しない事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
産業計	41.2	36.3	1.5	1.5	42.1	48.8	15.1	13.5
製造業	32.3	33.3	2.1	0.7	53.3	51.8	12.4	14.2
卸売業、小売業	48.1	38.8	1.5	1.2	32.6	44.6	17.7	15.4
学術研究、専門・技術サービス業	46.2	43.2	1.6	1.9	45.5	43.8	6.8	11.1
宿泊業、飲食サービス業	28.3	23.8	1.1	1.6	55.6	61.6	14.9	12.9
生活関連サービス業、娯楽業	30.7	19.7	0.9	4.2	46.4	61.7	22.0	14.3
サービス業(他に分類されないもの)	41.6	33.3	1.5	1.3	43.7	53.3	13.1	12.1

業種別の2021年の賃上げ実施割合では、最も高いのは学術研究、専門・技術サービス業の43.2%です。その他は30%台の業種が多い状況です。なお、製造業以外は2020年より賃上げ実施割合が減少しました。7月以降も賃金改定を実施しない割合では、宿泊業、飲食サービス業と生活関連サービス業、娯楽業が60%を超えました。

### 平均賃金改定率は3%

賃金引上げ実施事業所の平均賃金改定率をまとめると、表2のとおりです。産業計は3.0%で2020年より0.2ポイント増加しました。業種別では学術研究、専門・技術サービス業の4.4%が最も高くなりました。

【表2】賃金引上げ実施事業所の平均賃金改定率

	2020年	2021年	増減
産業計	2.8	3.0	0.2
製造業	3.0	3.1	0.1
卸売業、小売業	2.5	2.7	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	3.7	4.4	0.7
宿泊業、飲食サービス業	3.4	2.8	-0.6
生活関連サービス業、娯楽業	3.0	2.5	-0.5
サービス業(他に分類されないもの)	3.0	3.1	0.1

2021年は7月以降に賃金改定を実施予定の事業所を含めても、全体の約50%が賃金改定を実施せず、賃上げ実施割合も低下するなど、新型コロナウイルスの影響が賃金改定にもあらわれています。

## 長崎県の最低賃金は821円へ引上げ

長崎県の最低賃金(時間額)は令和3年10月2日より793円から821円へ引上げとなります。

<最低賃金以上かどうか確認する方法>

(1)時間給制の場合 時間給  $\geq$  最低賃金額(時間額)

(2)日給制の場合 日給 $\div$ 1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額(時間額)

ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、  
日給  $\geq$  最低賃金額(日額)

(3)月給制の場合 月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額(時間額)

参考：1箇月平均所定労働時間の計算方法

1週40時間勤務の場合  $365\div 7\times 40\div 12\approx 173$ 時間

1週44時間勤務の場合  $365\div 7\times 44\div 12\approx 191$ 時間

<最低賃金の計算対象から除外される賃金>

- ・臨時に支払われた賃金
- ・1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ・時間外手当
- ・休日手当
- ・深夜手当
- ・精勤手当
- ・通勤手当
- ・家族手当

計算例：基本給130,000円、資格手当15,000円、家族手当1,000円、通勤手当8,000円、  
1月所定労働時間173時間の場合

$(130,000円 + 15,000円)\div 173 = 838.15円 \geq 821円 \rightarrow$  最低賃金以上

## 社員紹介コーナー

令和3年4月に入社致しました、徳川未夢と申します。  
入社して半年が経ちました。会社の雰囲気にも慣れ、任せてもらえる仕事も増えてきました。私も先輩方のように、多くの知識を身につけ柔軟に仕事に取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願い致します。



### 社員からのコメント

MS第3課 徳川 未夢

田平：いつも笑顔で、正確、丁寧に業務に取り組んでくれています。まだまだ慣れないことも多く大変ですが、持ち前の誠実さでどんどん成長してほしいです。

内山：ほんわか・優しい雰囲気、永田会計の貴重な癒し担当です。質問する内容が的確で、仕事も丁寧に仕上げてくれるので、これからどんどん成長してくれるだろうと楽しみにしています！